

○恩納村地域開発指導要綱施行規則

昭和50年7月31日

規則第6号

改正 令和3年2月22日規則第1号

第1条 この規則は、恩納村地域開発指導要綱に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 恩納村地域開発指導要綱第3条に規定する様式は、様式第1号から様式第5号のとおりとする。但し、恩納村環境保全条例施行規則の様式第1号から様式第7号を準用しても差し支えない。

第3条 指導要綱第4条に基づき事業主は、開発行為に対し地域を代表する区長（自治会長）の意見書を村長宛に提出しなければならない。また、開発行為が周辺環境に及ぼす影響を考慮し、村長が必要と認める場合はその他団体からの意見書を提出しなければならない。意見書は、様式第6号のとおりとする。

第4条 指導的技術基準は、沖縄県県土保全条例施行規則第4条を準用する。ただし、村長が適当と認めるものは、この限りではない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。